（前のページより続き）
○要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する告示
（同一二五）　三六
○厚生労働大臣が定める療養を廃止する件（同一二六）
○キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（同一二七）　三七
○阪神高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示の一部を改正する告示
（国土交通二三四）　四四
○海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示及び海上保安官の要請を受けて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者の損害補償の実施に関する告示の一部を改正する告示
（海上保安庁一八）　四六
○道路に関する件
（東北地方整備局四六）　四六
○都市計画に関する件
（関東地方整備局一四六～一五五）　四七
○道路に関する件
（中部地方整備局三九、四〇）　四七
○道路に関する件
（近畿地方整備局四二～四四）　四八
○道路に関する件
（中国地方整備局四三）　四八
○都市計画に関する件
（四国地方整備局二四）　四八
○道路に関する件
（九州地方整備局四四～四八）　四九
○都市計画に関する件
（沖縄総合事務局九～一二）　四九

〔官庁報告〕

官庁事項

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一五〇
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一五〇

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示
（山形労働局最低工賃公示一）　一五一

本号で公布された法令のあらまし

◇最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（政令第六七号）（法務省）

1　木曾福島区検察庁、大町区検察庁、吹田区検察庁、佐野区検察庁、西宮区検察庁、吉野区検察庁、橋本区検察庁、津島区検察庁、犬山区検察庁、尾鷲区検察庁、郡上区検察庁、中津川区検察庁、庄原区検察庁、豊後高田区検察庁、臼杵区検察庁、水俣区検察庁、牛深区検察庁、伊集院区検察庁、日向区検察庁及び深川区検察庁の位置を改正するとともに、政令の別表第三表について所要の整理を行うこととした。（別表第三表関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六八号）（警察庁）

1　給付基礎額の基本額を九、一〇〇円に引き上げることとした。（第五条第二項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一七万七、九五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を八万一、二九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万八、九八〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万六〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第七条の二第二項関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六九号）（法務省）

1　給付基礎額の基本額を九、一〇〇円に引き上げることとした。（第四条第二項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一七万七、九五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を八万一、二九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万八、九八〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万六〇〇円にそれぞれ引き上げることとした。（第五条の二第二項関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第七〇号）（国土交通省）

1　給付基礎額の基本額を九、一〇〇円に引き上げることとした。（第三条第一項関係）

2　常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を一七万七、九五〇円に、常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を八万一、二九〇円に、随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の介護給付の限度額を八万八、九八〇円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万六〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第四条の二第二項関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第七一号）（金融庁）

一　金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　四半期報告書制度が廃止され、上場会社等は四半期報告書に代えて半期報告書の提出が必要となること等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（金融商品取引法施行令第四条の二の一〇～第四条の二の一三関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。